米国滞在資格確認書類について

長期滞在者

- 有効な米国査証（ビザ）
- Employment Authorization Document (EAD Card)
- Form I-797, 米国移民局（USCIS）からのお知らせ
  - 申請を受け取ったレター
  - ステータス変更、または更新の手続中レター
  - 申請の承認状（Approval Letter）
- F-1 ビザをお持ちの学生:
  - F-1 ビザ
  - Form I-20
  - Optional Practical Training（OPT）中の方は、就労許可証（EAD Card）、OPT I-20、または OPT 申請中であることが確認出来る書類
- その他、申請が確認出来る USCIS からレシート

永住者

- 米国永住者カード（グリーンカード）
  - パスポートの姓、または別名併記姓（外国での正式なラストネーム）とグリーンカードのラストネームが一致しない方は、婚姻証明書等のグリーンカード取得の経緯を示す書類もご提示下さい。
- グリーンカードを紛失された方は再交付手続きを先に行い、その確認書類と して米国移民局（USCIS）からのレシート、または Approval Letter もご持参下さ い。
- グリーンカード申請中の方は、Advance Parole（再入国許可）付就労許可証

重国籍者

- 米国で出生した方
  - ○ 米国出生証明書(Birth Certificate)、または 有効な米国パスポート
- 米国外で出生し、一方の親が米国籍で血統により米国籍を取得した方
  - ○ 米国大使館または領事館で発行された出生証明書（*Consular Report of Birth Abroad*）
- 親の米国帰化申請に伴い、18 歳未満で米国市民権を取得した方
  - ○ 米国市民権証明書（*Certificate of Citizenship*）
- Certificate of Citizenship の申請を行っておらず米国旅券しか取得していない方は事前に領事警備班までご相談下さい。

【ご注意】

本人の意思により帰化申請し米国籍を取得されている方は、日本国籍を喪失していますので、戸籍謄本があっても日本国旅券を申請することは出来ません。

（国籍法第1条第1項、旅券法第 23 条第 1 項 1 号、刑法第 157 条第 2 項をご参照下さい。）

国籍喪失について詳しくはこちらもご覧下さい。